

平成20年第1回（2月）出雲崎町議会臨時会会議録目次

第1日 2月7日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
議事日程の報告	4
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
日程の追加	5
議長辞職の件	5
日程の追加	5
議長の選挙	6
日程の追加	7
副議長辞職の件	7
日程の追加	7
副議長の選挙	8
日程の追加	8
議席の一部変更	9
社会産業常任委員の選任	9
日程の追加	9
議長の議会運営委員辞任の件	10
議長のエコパークいずもぎき監視特別委員辞任の件	10
議長の行財政改革調査特別委員辞任の件	10
議長の宅地建物等調査特別委員辞任の件	10
議長の震災復興対策特別委員辞任の件	10

日程の追加	1 0
田中元議員の議会運営委員辞任の件	1 1
日程の追加	1 1
議会運営委員の選任	1 1
エコパークいずもざき監視特別委員の選任	1 2
行財政改革調査特別委員の選任	1 2
宅地建物等調査特別委員の選任	1 2
震災復興対策特別委員の選任	1 2
常任委員会、議会運営委員会の正副委員長の辞任、互選	1 2
長岡地域広域行政組合議会議員の選挙	1 3
町長あいさつ	1 4
報告第 1 号 町長専決処分の報告について	1 5
議案第 1 号 町長専決処分について（平成 1 9 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 9 号））	1 5
議案第 2 号 町道の路線認定について	1 7
議案第 3 号 平成 1 9 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 1 0 号）について	1 9
議案第 4 号 平成 1 9 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	2 4
議員派遣の件	2 6
閉 会	2 6
署 名	2 7

第 1 号

(2 月 7 日)

平成20年第1回(2月)出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成20年2月7日(木曜日)午後4時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 社会産業常任委員の選任
- 第 6 エコパークいずもぎ監視特別委員の選任
- 第 7 行財政改革調査特別委員の選任
- 第 8 宅地建物等調査特別委員の選任
- 第 9 震災復興対策特別委員の選任
- 第10 長岡地域広域行政組合議会議員の選挙
- 第11 報告第1号 町長専決処分の報告について
- 第12 議案第1号 町長専決処分について(平成19年度出雲崎町一般会計補正予算(第9号))
- 第13 議案第2号 町道の路線認定について
- 第14 議案第3号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算(第10号)について
- 第15 議案第4号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第16 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 諸般の報告
- 追加日程第 1 議長辞職の件
 - 追加日程第 2 議長の選挙
 - 追加日程第 3 副議長辞職の件
 - 追加日程第 4 副議長の選挙
 - 追加日程第 5 議席の一部変更

第 5 社会産業常任委員の選任

追加日程第 6 議長の議会運営委員辞任の件

追加日程第 7 議長のエコパークいずもぞき監視特別委員辞任の件

追加日程第 8 議長の行財政改革調査特別委員辞任の件

追加日程第 9 議長の宅地建物等調査特別委員辞任の件

追加日程第 10 議長の震災復興対策特別委員辞任の件

追加日程第 11 田中元議員の議会運営委員辞任の件

追加日程第 12 議会運営委員の選任

第 6 エコパークいずもぞき監視特別委員の選任

第 7 行財政改革調査特別委員の選任

第 8 宅地建物等調査特別委員の選任

第 9 震災復興対策特別委員の選任

第 10 長岡地域広域行政組合議会議員の選挙

第 11 報告第 1 号 町長専決処分の報告について

第 12 議案第 1 号 町長専決処分について（平成 19 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 9 号））

第 13 議案第 2 号 町道の路線認定について

第 14 議案第 3 号 平成 19 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 10 号）について

第 15 議案第 4 号 平成 19 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について

第 16 議員派遣の件

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

- 議長（南波榮一） ただいまから平成20年第1回出雲崎町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午後 4時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（南波榮一） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。
-

◎議席の指定

- 議長（南波榮一） 日程第1、議席の指定を行います。
会議規則第4条第2項の規定によって、新たに当選されました宮下孝幸議員の議席は7番に指定
します。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（南波榮一） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番、田辺雅巳議員及び5番、田
中元議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（南波榮一） 日程第3、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（南波榮一） 日程第4、諸般の報告を行います。
去る1月27日に行われた出雲崎町議会議員補欠選挙において当選されました宮下孝幸議員を紹介
します。
7番、宮下孝幸議員、ごあいさつをお願いいたします。
○7番（宮下孝幸） ただいま議長のほうからご紹介を賜りましたように、今回の補欠選挙におき議
員として活動してまいることになりました宮下孝幸でございます。議員としての自覚高揚に努め、

あるいはまた議会の名を汚さぬよう日々精進をしてまいる覚悟であります。何分にも未熟者でありますので、小林町長初め執行部の皆様、そしてまた議会の諸先輩の皆様方の今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（南波榮一） これで諸般の報告を終わります。

本日私は、議長の辞職願を副議長に申し出ました。

この際、議長の職務を副議長と交代します。

〔議長交代〕

○副議長（山崎信義） これから議長にかわりまして私が議長の職務を行います。

◎日程の追加

○副議長（山崎信義） 本日、議長の南波榮一議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（山崎信義） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって南波榮一議員の退場を求めます。

〔南波榮一議員退場〕

○副議長（山崎信義） お諮りします。

南波榮一議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、南波榮一議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

〔南波榮一議員着席〕

◎日程の追加

○副議長（山崎信義） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思いま

す。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（山崎信義） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長が指名することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に中川正弘議員を指名します。

お諮りします。ただいま副議長が指名しました中川正弘議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中川正弘議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中川正弘議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人のごあいさつがございます。

中川正弘議員。

○3番（中川正弘） ただいまご指名いただきまして、ありがとうございました。議長という課せられた重責を思うときに、光栄に思いますとともに、またその重責に心が引き締まる思いがいたしますが、もとより私は浅学非才の身でございまして、何ができるか大きなことは申し上げられませんが、精いっぱい頑張る所存でございます。

立法府としての執行部と、そして議決機関としての議会が今後ますます研さんしながらも融和し

ていくことが一番大事だろうというふうに考えております。先人の言葉に和をもって貴しとなすという言葉がございます。今回はまさにそれがキーワードではないかなというふうに思っております。甚だ未熟者でございますので、議員諸兄におかれましては前議長に増してのご協力をお願いし、また執行部におかれましても一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（山崎信義） 議長と交代します。中川正弘議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

○議長（中川正弘） 引き続き議事を続けます。

◎日程の追加

○議長（中川正弘） 本日、副議長の山崎信義議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長（中川正弘） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって山崎信義議員の退場を求めます。

〔山崎信義議員退場〕

○議長（中川正弘） お諮りします。

山崎信義議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、山崎信義議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

〔山崎信義議員着席〕

◎日程の追加

○議長（中川正弘） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（中川正弘） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に田中元議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田中元議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中元議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田中元議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人のごあいさつがございます。

5番、田中元議員。

○5番（田中 元） ただいま指名推選により副議長に推選され、許可いただきました。大変ありがとうございました。私もまだ議会経験未熟ではございますが、議長を助け、精いっぱい議会運営に努力してまいりたいと思います。皆様のご協力と行政執行部の協力をよろしくお願いいたします。大変ありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（中川正弘）　ここで議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として直ちに行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘）　異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議席の一部を変更することに決定しました。

◎議席の一部変更

○議長（中川正弘）　追加日程第5、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

南波榮一議員の議席を3番に、山崎信義議員の議席を5番に、田中元議員の議席を9番に、中川正弘の議席を10番にそれぞれ変更します。

この際、議席を移動するためにしばらく休憩します。

（午後 4時15分）

○議長（中川正弘）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時17分）

◎社会産業常任委員の選任

○議長（中川正弘）　日程第5、社会産業常任委員の選任を行います。

お諮りします。社会産業常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によって委員に宮下孝幸議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘）　異議なしと認めます。

したがって、社会産業常任委員に宮下孝幸議員を選任することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（中川正弘）　今ほど私は、議会運営委員並びに特別委員の辞任を副議長に申し出ました。

この際、議長の職務を副議長と交代します。

〔議長交代〕

○副議長（田中 元）　これから議長にかわりまして私が議長の職務を行います。

お諮りします。議長から議会運営委員並びに特別委員の辞任について申し出がありました。

議長の議会運営委員の辞任の件、エコパークいずもぎき監視特別委員辞任の件、行財政改革調査特別委員辞任の件、宅地建物等調査特別委員辞任の件及び震災復興対策特別委員辞任の件、以上5件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田中 元） 異議なしと認めます。

したがって、議長の議会運営委員及び特別委員辞任の件、事件5件を日程に追加し、追加日程第6から順次追加日程第10までとし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長の議会運営委員辞任の件

議長のエコパークいずもぎき監視特別委員辞任の件

議長の行財政改革調査特別委員辞任の件

議長の宅地建物等調査特別委員辞任の件

議長の震災復興対策特別委員辞任の件

○副議長（田中 元） 追加日程第6、議長の議会運営委員辞任の件、追加日程第7、議長のエコパークいずもぎき監視特別委員辞任の件、追加日程第8、議長の行財政改革調査特別委員辞任の件、追加日程第9、議長の宅地建物等調査特別委員辞任の件、追加日程第10、議長の震災復興対策特別委員辞任の件、以上5件を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、議長の退場を求めます。

〔中川正弘議員退場〕

○副議長（田中 元） 中川正弘議長からその職責上の理由によって議会運営委員、エコパークいずもぎき監視特別委員、行財政改革調査特別委員、宅地建物等調査特別委員及び震災復興対策特別委員を辞任したいとの申し出がございます。

お諮りします。全ての事件について申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田中 元） 異議なしと認めます。

したがって、中川正弘議長の議会運営委員並びに特別委員の辞任を許可することに決定しました。これから議長の職務を中川正弘議長と交代します。

〔議長交代〕

○議長（中川正弘） 引き続き議事を進めます。

◎日程の追加

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま田中元議員から議会運営委員の辞任について申し出がありました。田中元議員の議会運

営委員辞任の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、田中元議員の議会運営委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることに決定しました。

◎田中元議員の議会運営委員辞任の件

○議長（中川正弘） 追加日程第11、田中元議員の議会運営委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、田中元議員の退場を求めます。

〔9番 田中 元議員退場〕

○議長（中川正弘） 田中元議員から一身上の理由によって議会運営委員を辞任したいとの申し出が
ございます。

お諮りします。田中元議員の議会運営委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、田中元議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

〔9番 田中 元議員着席〕

◎日程の追加

○議長（中川正弘） ただいま議会運営委員に2人の欠員が生じました。

お諮りします。議会運営委員の選任を日程に追加し、直ちに選任したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第12として直ちに選任することに決定しました。

◎議会運営委員の選任

○議長（中川正弘） 追加日程第12、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。欠員が生じた議会運営委員については、委員会条例第7条第1項の規定により田中政孝議員並びに日山正雄議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員に田中政孝議員並びに日山正雄議員を選任することに決定しました。

◎エコパークいずもぎ監視特別委員の選任

行財政改革調査特別委員の選任

宅地建物等調査特別委員の選任

震災復興対策特別委員の選任

○議長（中川正弘） 日程第6、エコパークいずもぎ監視特別委員の選任、日程第7、行財政改革調査特別委員の選任、日程第8、宅地建物等調査特別委員の選任、日程第9、震災復興対策特別委員の選任、以上4件を一括して行います。

お諮りします。2人の欠員が生じておりますエコパークいずもぎ監視特別委員、行財政改革調査特別委員、宅地建物等調査特別委員及び震災復興対策特別委員については、委員会条例第7条第1項の規定によりこれらの委員に南波榮一議員及び宮下孝幸議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、これらの委員に南波榮一議員及び宮下孝幸議員を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

（午後 4時25分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時26分）

◎常任委員会、議会運営委員会の正副委員長の辞任、互選

○議長（中川正弘） これから諸般の報告を行います。

休憩中に各委員会が開催され、その協議結果の報告が議長の手元に参りました。

総務文教常任委員会では、中川の委員長職の辞任を許可し、新しい委員長に田中政孝議員が互選されました。

社会産業常任委員会では、日山正雄副委員長の辞任を許可し、新しい副委員長に宮下孝幸議員が互選されました。

議会運営委員会では、委員長、副委員長の互選を行い、委員長に田中政孝議員、副委員長に中野勝正議員が互選されました。

エコパークいずもぎ監視特別委員会では、副委員長に田辺雅巳議員が互選されました。

震災復興対策特別委員会では、副委員長に田中元議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎長岡地域広域行政組合議会議員の選挙

○議長（中川正弘） 日程第10、長岡地域広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

長岡地域広域行政組合議会議員に田中元議員及び中川正弘を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田中元議員及び中川正弘を長岡地域広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中元議員及び中川正弘が長岡地域広域行政組合議会議員に当選しました。

ただいま長岡地域広域行政組合議会議員に当選されました議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人のあいさつがあります。

初めに、田中元議員。

○9番（田中 元） 今指名当選しました田中でございます。広域行政という中越の大きな組織の中で、議会議員の代表として出雲崎のために精いっぱい努力いたします。よろしくお願いします。

○議長（中川正弘） 続いて、中川正弘。

一生懸命頑張ります。お力添えお願いいたします。

この際、しばらく休憩します。

（午後 4時30分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長あいさつ

○議長（中川正弘） ここで町長から発言の申し出があります。

これを許します。

町長。

○町長（小林則幸） 一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの町長選挙でございますが、多選阻止をアゲンスト吹きすさぶ大変厳しい町長選挙となりました。しかしながら、安定多数の良識ある町民各位のご支援をいただきまして、6回目の任期を去る4日から務めさせていただいておるところでございます。このたびの結果を私はもう本当に責任の重大さを身をもって大変重く受けとめておるわけでございます。きょうまで皆さん方から大変なご支援とご協力をいただきながら積み重ねてまいりました実績、あるいは経験というものを生かしながら、これからの出雲崎町づくりに渾身の力を振り絞って当たってまいりたいと決意を新たにいたしておるところでございます。また皆様方の力強いご支援とご協力を心からお願いを申し上げておく次第でございます。

申し上げておりましたように私は今回の町長選挙におきましては、今お話も出ておりますようにまずこの災害の復旧、復興に当てて全力を傾注するということでございますし、さらにまた財政基盤の確立、あるいはまた少子高齢化を迎えている我が出雲崎町の現状における福祉の充実、あるいはまたインフラ整備、あるいはまたこの地場産業の大変な厳しい環境の中にあるものに対する新たな手法を構築していかなければならないというようなこともお誓いをしておるわけでございます。

またさらに、出雲崎町の今後の大きな課題といたしましては、市町村合併、これらを取り巻くいろいろな環境の変化も出てこようと思っております。第2の地方分権一括法案も国会に提出される可能性も大でございますし、昨日も私秋田へ出てまいったのですが、この地域再生ということについての国の仕組みも大きく変わろうといたしております。このものが本当に定着するかどうか、選挙目当てであるかどうか、この辺は動向をしっかりと見きわめながらのこれからの出雲崎町のさらなる活性化に努めていかなければならぬというようなことも考えながら、住民各位の声に率直に耳を傾けながら結論を求めてまいりたいというように考えておるわけでございます。

私は、このたびの選挙で最も厳しく受けとめておりますことは、高橋さんのほうからも言われておりますように長きにわたることは弊害として行政に対する発想、あるいはそれらの手法が固定化をする、マンネリ化するというような言葉もいただきました。あるいはまた、町民の声が届きにくい、あるいはまた町民の空気が読み取れないというようなご批判もいただいたわけでございます。これは、私は今日までそのようなことのなきように十分留意をしておりましたが、しかしそこにおけるそれらの声を真摯に受けとめていかなければならぬというように思っておりますので、これ

は私はやっぱりこの選挙戦を通しての6期目に当たる最大の私に与える1つの試練といいたしめようか、答を求めていかなければならない重要な課題というふうにとめておるわけとでございとします。

私は、今も既にもう行動に移っておるわけとでございとします。この後、また時間をいとだいて産業観光課長のほうからも具体的にお話をささせていただきますが、橋上結婚式等々につきまして今各地の取材もいとだいております。全国放送も間もなくされるというふうなことでございとしますし、あるいはまたジェロというハーフの黒人歌手がと雲崎を歌った「海雪」、これは大いにヒットするであろうということが期待をされるわけとでございとしますが、この20日にそのお披露目の会が東京で開かれるというふうなこともございとします。それらにも出席をしながらまたさらにと雲崎を売り込んでまいらなければならない。あるいはまた、先般の新聞紙上でも紹介されておりますように食の安全性が求められているわけとでございとしますが、汐風米というふうなものが出雲崎大きく取り上げておるわけとでございとします。私は常に申し上げております。いかに小さな町であろうとも、元気のよいこの姿を対外的に大いに売り出していかなければならないという決意も新たにいたしておるところとでございとします。マンネリ化なんかしておられない今時期とでございとします。そのような中で、初心に立ち返りながらひとつ頑張っていくかなければならぬというふうにとめておるわけとでございとします。

いづれにいたしましても時代の変化は早いわけとでございとしますので、これらの変化をいち早く読み取りながら臨機応変に即座に対応しながら、誤りなき進路を定めながら結果を求めていかなければならぬというふうにとめているわけとでございとします。そのためにも、これからは議会の皆さんともいろいろの問題につきまして丁丁発止、喧々諤々の議論をたたかわし、さらにこれを町民の皆さんから広く受けとめていとだいて、さらにまた町民の声を聞きながらこれからの町政を進めてまいるべきであろうというふうにとめておるわけとでございとします。

私は、やはり何といたしましても町民の心を心として受けとめ、そして痛みなり苦しみに喜びを共有し合っただ中で、これから町をいかにつくり上げていくかということが最大の課題であり、私に課せられた任務であろうかというふうにと考えておるわけとでございとします。6期目といえども初心に立ち返りまして、謙虚に誠実に常に申し上げております志高く太陽の照らす大道を堂々闊歩してまいる所存とでございとしますので、よろしくひとつお願いいたします。

◎報告第1号 町長専決処分の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第11、報告第1号 町長専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定した事項について町長において専決処分したので、お手元に配付しましたとおり報告がありました。

◎議案第1号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第9号））

○議長（中川正弘） 日程第12、議案第1号 町長専決処分について（平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第1号 一般会計補正予算（第9号）につきまして、原油価格の高騰に伴い、厳冬期を迎え、低所得者世帯に対する灯油の購入などの暖房経費の一部を助成する制度の実施に緊急を要したため、平成20年1月16日付で専決処分を行いましたので、ご説明を申し上げます。

歳出3款民生費において、灯油購入費等の緊急助成のための申請案内用の郵便料の追加、また1世帯当たり5,000円の支給とし、対象者362人を見込みまして扶助費に助成費を新規計上いたしました。

歳入では、財源として地方交付税特別分、県支出金を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額186万8,000円を追加し、予算総額を43億5,474万1,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいま町長の言われたとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

歳出、313ページをお願いいたします。扶助費につきましてでございますが、362世帯分を見込んだというふうなことで、このうち生活保護の世帯が10世帯、これにつきましては全額県費対応というふうなことで歳入に県支出金をのせてございます。そのほかは、町民税非課税世帯の中で65歳以上の高齢者がいる世帯、または障害者がいる世帯、ひとり親の世帯というふうな方々が対象になっているというようなことでございまして、生保関係の10世帯、残りが352世帯分の町民税非課税世帯というふうなことでございます。

それと、歳入につきまして今ほどの県支出金、それと残りの分につきましては地方交付税の特別分の追加というふうなことで、当初予算では6,000万円当初見ておりましたが、災害関係がございましたので、12月交付分で1億1,960万円の既に決定を受けております。留保が6,000万円弱でございますので、その一部分を追加させていただきまして今回補正をさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号 町道の路線認定について

○議長（中川正弘） 日程第13、議案第2号 町道の路線認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第2号 町道の路線認定についてご説明申し上げます。

町道諏訪本町線を新たに認定するものでございますが、町道海岸線の諏訪本町大黒屋さん付近から天領の里前の常夜燈に向かって浜側に抜ける道路でございます。天領の里に訪れる観光客を街並みに案内する最良のルートとなりますし、地域の方々の生活道路として、また緊急時の避難路としても大変役立つ道路になるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

現在地権者の方と交渉を進めておりますけれども、今年度中に土地の買収を行わせていただいた中で、道路の整備、工事につきましては平成20年度の街なみ環境整備事業を充てることで事業の調整を図っていききたいというふうに考えております。

また、資料の1ページに図面がございますので、ご覧ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中政孝） 今回の議案についてというよりも、街並についてちょっとお聞きしたいといひますか、この大黒屋さんの前の道路、天領の里から真っすぐなところで非常にいい条件だと思うのです。いい状況というのは、町内の中にお客さんとなかなか入りづらかったのではないかと、今まではですね。この道路が町道になることにおきまして、真っすぐ来まして諏訪本町を回って、私昔住んでいたところのうちの脇がちょうど工事がありまして、そこを通るぐらいの距離というのは非常に距離的にもかなり短いといひますか、100メートルぐらいあるのですかね、非常にいい条件ではないかなと思ひているのです。私、去年の10月だと思ひますのですけれども、神林村の塩谷地区に視察に行つてまいりました。非常に出雲崎町の街並とよく似たところで、非常に建物がしっかりしてるといひますか、道路も広くて大変すばらしいなというふうに感じたところでござひます。ああいうふうに出雲崎町もなればいいかなと思ひますのですけれども、なかなか今の諏訪本町の部分だけを見ましても、妻入りの家がないのですね。ごく少ないのです。散策するにはちょっと、妻入りにはちょっと適当ではないかなと思ひますのですけれども、民家を開放していただくとか、前にもそういう試みもされたと思ひますのですけれども、何かうまくいかなかったという経緯も聞いております。諏訪本町にしましても、佐藤耐雪さんの自宅とか、念相寺さんがあつたり、光照寺さん、そういう史跡、名所が非常にあるところでござひます。孝婦ゆりの碑もありますし、非常にいいところだと私と思ひておるのです。ぜひともこの道路、町道にされることをきっかけにしまして、ぜひともその部分の改良ができればなというふうに考へておりますので、今後ともご検討いただきたいというふうに思ひております。

以上です。

○議長（中川正弘） 答弁要りますよね。

町長。

○町長（小林則幸） 今田中議員さんのご発言があつたわけでございますが、私ども常々申し上げておりますようにいかにこの妻入りの街並、これを全体的に今おっしゃるように天領の里とか、あるいは良寛、あるいは石油等々のいわゆる連携ですね、その辺を緊密に保ちながら全体的な底上げをしていかないと、単なる妻入りの街並というだけではお客を呼び込む要素はなかなか難しくなつてまいるということでございますので、こういう進入道路なり、入りやすい、また散策しやすい条件整備をしながら、そのものの中で具体的にこの妻入りの街並の中に商家とか、あるいはまた場合によっては簡単な喫茶とか、そういうものを兼ね備へた中で全体的にやっぱり相乗効果を求めながらやつていかないと、なかなかこれを絵にかいたもちに終わる可能性がございますので、今後ともこういう箇所なり、いろいろな点に、あるいは空き家等も活用しながら、これらの点と点を線で結

びつけ、それを面とする方向づけをしていかなければならぬというふうに思っていますので、今後ともこういう機会がありましたら、どんどんとまたひとつ町として対応していきたいというふうに思っております。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（中川正弘） 日程第14、議案第3号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第3号 一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明を申し上げます。

歳出6款農林水産業費、1項農業費では、立石生産組合から農林県単事業として要望のありましたトラクター、あぜ塗機の導入について県から事業認定となりましたので、県農林水産業総合振興事業補助金を追加計上いたしました。また、同じく立石生産組合から要望の出ておりました田植え機の導入について、町単独事業として農作業機械整備事業補助金を新規計上いたしました。

3項水産業費では、昨年の中越沖地震で被災した水産物荷捌所の代替、再建にかかわる仮荷捌所建設、既存施設の解体撤去、荷捌所新築について、漁業協同組合への補助金を計上いたしました。事業の財源内訳、関係図面を議会資料で用意いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

8款土木費では、議案第2号で諏訪本町線の町道の路線認定をお願いいたしましたが、これに伴う町道の用地買収費を計上いたしました。

歳入では、これらの補正予算額に要する財源として地方交付税特別分、県支出金、町債を計上いたしました。これによりまして、補正予算額は歳入歳出それぞれ2億1,023万9,000円を追加し、予算総額を45億6,498万円といたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれをお願いします。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、若干の補足説明をさせていただきます。

歳出、321ページをお願いいたします。農林水産事業費につきましては、今ほど町長の説明のとおり立石生産組合から出ておりました県単事業としてのトラクター、あぜ塗機の関係でございます。この関係で歳入も載っておりますが、県単事業として県の補助率33%でございます。町の補助27%をつけまして60%補助というふうなことになります。また、町単独事業としての田植え機につきましては、50%町単補助というふうなことで計上してございます。

続いて、水産業費の関係でございます。これにつきましては、議会資料で用意しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。そちらのほうで説明をさせていただきます。議会資料といたしまして、今回平成19年度事業と平成20年度事業に分かれますので、分けて載せてございます。2カ年の全体で3億465万9,000円の総事業費でございます。19年度は2億8,955万円というふうなことでございます。このうち国、県の補助対象につきましては、19年度の荷捌所の新築のみとなります。国が50%、県が50%の補助というふうなことになります。

また、復興基金につきましては直接事業主体に補助されるというふうなものでございます。町予算には出てまいりませんが、今回本来ですと国、県、町の補助金を除いた事業主体負担金、漁協の負担金に対して基金が補助するというふうなことになっておりますが、実はこのルールからいきますと、町が補助金を出せば出すほど復興基金の補助が減るというふうなことになってしまいます。それで、今回だけは特例というふうなことでお願いをした経緯がございますが、国、県、基金の順に財源が優先充当されるというふうなことを認めてもらいまして、事業主体にとって町の補助金が、また復興基金が大変有利に交付されるようなことで今回はなっております。

また、本来の事業主体の負担額、これは町の補助金と漁協負担金の合計というふうなことが本来の事業主体の負担額になりますが、その2分の1について過疎債が充当できるというふうなことでございますので、町補助金の財源に今回過疎債を予定しているというふうなことでございます。た

だし、起債充当は解体と新設のみが起債対象となるというふうなことでございます。

また、解体と新築事業につきましてこれからの発注というふうなことになりますので、20年度に繰り越して実施をさせていただくというふうなことになります。また次の議会で予算書上での補正をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして322ページをお願いいたします。議案第2号で新規の路線認定をお願いいたしました諏訪本町線の用地買収に係る部分の予算でございます。道路の買収面積につきましては約270平米というふうなことで、買収単価は平米1万円というふうなことでございます。ただ、今回の予算につきましては既存の用地買収費はございますので、その部分を差し引いての予算計上というふうになっております。

次に、歳入の関係でございます。319ページご覧いただきたいと思っております。地方交付税の特別分を財源として追加してございます。12月交付の留保分1,989万5,000円となっております。県支出金につきましては、農林県単事業の補助33%分の受け入れと荷捌所の関係ということで、国50、県10%のものでございます。県単事業の農作業分の33%の受け入れ、それと荷捌所の関係につきましては、強い水産業づくり交付金というふうなことで県支出金1本で入ってまいりますが、その内訳としては国50%、県10%が間接補助というふうなことで入っているというふうなことでございます。

町債につきましては、議会資料で先ほどの説明のとおりでございます。また、町債の過疎債の追加に関連いたしまして、317ページの第2表の地方債補正、また最終ページ、323ページの地方債の調書が変更となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、田中議員。

○2番（田中政孝） 既設のというか、今までの建物の大きさと、今のこれはどのくらいなのか。全然わからないのですけれども、今までと比べると何十%くらいなのか。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） それでは、ご説明したいと思います。

本体につきましては、今現在取り壊しをする予定の建物につきましては881.65平方メートルでございました。それから、新築するものについては607平方メートルでございます。それで、可能な限り必要最小限ということを前提に何遍となく県のほうと協議いたしまして、今回の607平方メートルで認めていただいて、もうじき一応内示をいただけるのではないかなというところまで来ております。

以上です。

○議長（中川正弘） 2番、田中議員。

○2番（田中政孝） そうすると、今までから比べるとちょっと小さくなるということですが、

それはこちらのほうからといいますか、漁協を含めた中でこちらのほうからの要望なのですか、この大きさというのは。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） これは当然町が使う施設ではありませんので、もう漁協とは十二分な話し合い、そして県との話し合いを経た結果の規模、規格でございます。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 今資料説明の3ページに平面図が出ておるのですが、607平米というのはこの建物だけでしょうけれども、今まであったような屋根の部分というのはこの中に図面にあるのですか。ないように見えるのですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） この中に下屋の部分も当然あります。今現在やはり安全、安心とか、そういうことを言われておりますので、当然西日が直接魚に当たったということになると、鮮度保持という面からもやはり評判が落ちるといようなことで、ひさしも含めますとほぼ先回と同じくらいになります。ただし、それは本体の鉄筋コンクリート工事に比べまして費用が軽減するというところで、本当にお金のかかる部分につきましては十二分に検討させていただいて、先ほど申しましたように881.65平方メートルを607平方メートルにさせていただいたということでございます。これによって出雲崎の魚の品質が低下するとか、そういうことは全くございません。

以上です。

○議長（中川正弘） 8番、日山議員。

○8番（日山正雄） 早いころからちょっと申し上げておったのですが、仮設の荷捌所があろうかと思うのですが、その仮設そのもののこしらえた後でどうでも解体するのかどうか。また、この前お話し申し上げましたように解体するにもただではできないわけですが、そんな中でもしそれぞれのものが解体しないで町が利用できるものかどうか、この前もちょっとお話ししておいたのですが、その辺についてちょっと努力されているのかどうかお聞きしたいのですが。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） 仮荷捌所の関係につきましては、やはりこれはあくまで仮ということで、可能な限り経費を安くというふうなことでリースで建設させていただいたということ。設計の内容の中で、これを解体するとまたその具材で新たによそへ行ってそのメーカーさんが再利用するというようなことで、そうなる経費の節減にもなるということで、そういう設計で現在のところ建物について竣工しているということでございます。これにつきましては、本体の荷捌所が完成しますと解体撤去ということになるわけでございます。

利用の面でございますけれども、検討はさせていただいたわけでございますけれども、現在のところこれというものはまだ決定していませんし、解体する方向で進むのではないかなというところで

現在進んでおります。

○議長（中川正弘） 8番、日山議員。

○8番（日山正雄） 今リースということがちょっとわからなかったものですから、失礼申し上げましたが、リースであればこれ仕方がないのかなと、こう思うのですけれども、漁協の皆さんあたりからは何か要望、壊さないでくれというような要望があるかのようによちよち聞いたことがあるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） 特にこれだけの、19年、20年度とこれだけの漁協さんと打ち合わせをしているわけでございますけれども、これを漁協のほうで再利用したいという公式な町への話し合いというものは一切出ておりません。

以上です。

○議長（中川正弘） 8番、日山議員。

○8番（日山正雄） わかりました。漁協さんあたりが要らないということであれば、私が何をどうこうということではございませんけれども、せっかくこしらえたものであるから、利用価値があるのならば残すべきかなと、そんなふうに思いましたので質問いたしました。ありがとうございます。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） ちょっと1つだけつけ加えさせていただきます。

今仮荷捌所が建設されているところについては、目的外のもが今仮荷捌所として建っているので、一時的に目的外の使用をさせていただきたいということで県との協議の上、それが役が終わったら解体しますということで県の漁港課と話し合い済みのもので現在来ているということでございます。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 今回の中越沖地震でいろいろ壊れた部分があつて、新たに荷捌所がつくられるということなのですが、耐震からいけば新たな建物についてはどのぐらい耐えられるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思つております。万が一震源地がここら辺近くにまたあるかもしれませんので、そこら辺も含めて耐震の関係でいけばどのぐらい耐えられるのか、ちょっとお聞きしたいということです。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） 現在の耐震基準は、たしか昭和58年ころの建築基準法の改正の基準により行つていくということでございます。それで、この建物につきましては今回の中越沖地震程度では被害を受けないという規模で設計をさせてもらつております。

以上です。

○議長（中川正弘） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（中川正弘） 日程第15、議案第4号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第4号 下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

このたびの歳出補正予算は、久田浄化センターの汚泥貯留槽内の防食塗装が剥離したものを修繕する工事費用を計上したほか、下水道施設地震対策計画策定業務委託並びに災害調査業務委託の精算見込みによる減額を計上いたしました。

歳入では、連動する国庫補助金の追加、町債の減額を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額30万円を減額し、予算総額を6億5,321万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出の302ページをご覧ください。2款事業費でございますけれども、委託料は精算見込みによる減額でございます。それから、15節工事請負費でございますけれども、汚泥貯留槽内の防食塗装が剥離いたしまして、硫化水素ガスによるコンクリートの劣化が進行しております。急遽国の補助をいただきながら、現地1槽分の152平方メートル分の防食塗装の施工を行うものでございます。

また、303ページの災害調査業務委託料につきましては、地震災害に伴う現地調査、査定設計、実施設計などの委託が終了いたしまして、精算見込みによる減額でございます。

次に、歳入、301ページでございますけれども、防食塗装工事に係る国庫補助金を追加いたしました。

起債につきましては、地震対策計画策定業務委託料の減額による減でございます。また、これにより299ページの地方債補正でございますが、記載のとおり限度額を660万円とさせていただくものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（中川正弘） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣すること
にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第1回出雲崎町議会臨時会を閉会します。

（午後 5時18分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会旧議長 南 波 榮 一

旧副議長 山 崎 信 義

新議長 中 川 正 弘

署名議員 田 辺 雅 巳

署名議員 田 中 元